

ぼうこうざい
暴行罪

刑法208条

- △なぐる、ける、つく、なげとばす、つばをか
ける、石をなげる などをする事
→2年以下の懲役もしくは30万円以下の
罰金または拘留（30日未満）もしくは
料料（1万円未満）

しょうがいざい
傷害罪

刑法204条

- △相手にケガをさせる事、わざと病気をう
つす事、精神状態を悪くさせる事
→15年以下の懲役または50万円以下の
罰金

きぶつはそんざい
器物破損罪

刑法261条

- △相手の物を勝手にこわしたり、すてたりす
ること
→3年以下の懲役または30万円以下の
罰金もしくは料料（1万円未満）

めいよきそんざい
名誉毀損罪

刑法230条

- △相手がいざづつことを具体的に言うこと
相手が困るウソを流すこと
→3年以下の懲役もしくは禁錮または50
万円以下の罰金

ぶじょくざい
侮辱罪

刑法231条

- △みんなの前でバカ、デブ、ハゲ、チビなど
具体的ではない悪口を言うこと
→拘留（30日未満）または料料（1万円
未満）

せつとうざい
窃盗罪

刑法235条

- △相手のものをぬすむこと
→10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

きょうはくざい
脅迫罪

刑法222条

- △相手に恐怖を与えること「なぐるぞ」「ぬ
すむぞ」「ころすぞ」「ネットにばらまくぞ」
→2年以下の懲役もしくは30万円以下の
罰金または拘留（30日未満）もしくは
料料（1万円未満）

きょうかつざい
恐喝罪

刑法249条

- △相手に恐怖を与え、お金や物を要求するこ
と「金をよこさないとなぐるぞ」「ゲーム
よこせばネットにばらまかないでやるよ」
→10年以下の懲役

きょうようざい
強要罪

刑法223条

- △やる必要のないことを無理矢理やらせる
こと
→3年以下の懲役

